

全労金2017春季生活闘争ニュース・第34号

《合意速報No.18》

九州労組が関連会社との団体交渉で、基本合意を表明しました！

九州労組は、3月29日午前10時から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求（関連）		回 答（関連）	
	正社員	嘱託社員	正社員	嘱託社員
安定雇用	—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)	—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)
最低賃金	時間額950円、日額6,970円、 月額146,300円への引き上げ		要求通り	
基本賃金	賃金表を2,000円～4,000円 の上方改定		要求通り	
一時金	3.95	2.5	3.9	2.3
昨年実績	3.85	2.3		
雇用環境	私傷病欠勤・休職制度		私傷病：正社員は中央協定と同様とする。 嘱託社員は2018年4月から無期雇用 制度が具現化することから中央協定の適 用に向けて協議する。	
単組独自要求	積立休暇制度の新設		積立休暇の新設： 要求通り	

団体交渉において、関連会社からは、「2017年度は金庫における収益改善計画を背景とした経費の削減に伴う売上げの減少、並びに、受託業務の減少等が見込まれている。そういった中、金庫の効率化に資することがろうきんサービスの使命であり、一層の努力をしていく所存である。そのためにも、働きがいのある制度や処遇の構築に努めていきたい。社員の人材育成を図りながら、労働組合の意見もいただき進めていきたい。要求項目について、社員の奮闘に応えることや企業間格差の是正を見据え、検討してきた。金庫の完全子会社であることから、一定の格差はやむを得ないと判断するが、大幅な格差は社員のモチベーションの低下にも繋がりがねない」等の見解が表明されました。

中野闘争委員長は、「まずは、事前協議における無期労働契約への転換権の付与、並びに、退職金制度の導入に感謝する。今春季生活闘争における要求項目は、組合員の切実な思いとして厳選したものである。満額回答には至らなかったが、誠意ある回答が示

されたと判断している。社会には様々な企業があるが、社員のことを思いやることが、厳しい状況を乗り越えていく重要な手段であり、そういった企業が今後も発展していくものとする」等を表明しました。

単組は、①最低賃金・基本賃金については、要求通りとしたこと、②年間一時金については、当初の回答姿勢（前年度実績）から積み上げができたこと、③私傷病欠勤・休職規程については、i 社員は中央協定の内容に改善する、ii 無期労働契約の嘱託社員について2018年4月から対象者が発生するが、そこまでに整理することを確認したこと、iii 有期嘱託社員については、中央協定と同一ではないものの、すでに制度化されており、雇用は保障されること、④積立休暇制度については、要求通りとしたこと、⑤今春季生活闘争の前段で経年の課題であった無期労働契約、並びに、退職金の制度化を確認したこと、等から基本合意を判断しました。

* 合意単組：14単組（3月29日15時40分現在）

中央・長野・沖縄・東海(金庫)・東海(関連)・中国・新潟・北海道・北陸

近畿(金庫)・近畿(関連)・セントラル・四国・静岡・東北(金庫)・東北(関連)

九州(金庫)・九州(関連)

以 上